

自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 10.0億円

目的・意義

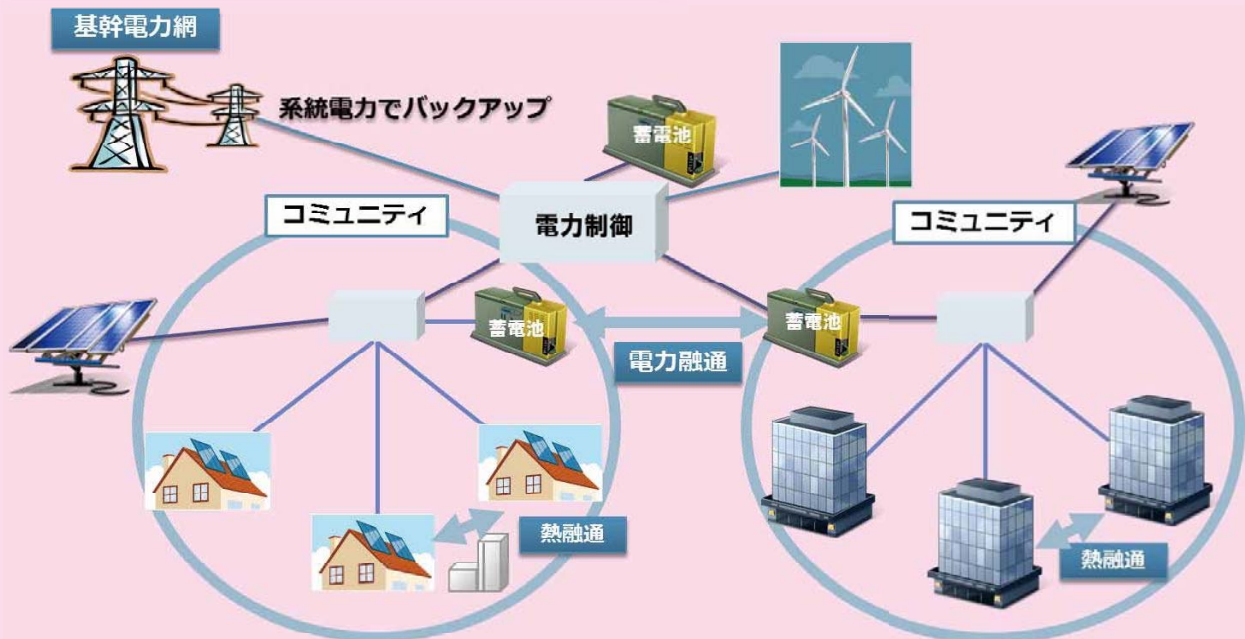
現在の大規模集中型の電力システムが抱える災害時の脆弱性や再生可能エネルギーの導入困難性などの課題を克服し、低炭素な社会を創出することが極めて重要です。

このため、コミュニティや住居レベルでエネルギーを「創り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行い、最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの確立を目指します。

事業内容

大規模な住宅コミュニティや複数の公共施設などで、蓄電池の集中や分散化などの最適配置、複数建物間や街区間の直流電力融通、電力需要や再生可能エネルギーの発電状況の予測・制御と一体的な電力需給マネジメント等の実証を行います。地域資源である分散型の再生可能エネルギーをベースとする自立・分散型低炭素エネルギーシステムの導入により、防災性を向上させつつ、低炭素社会と地域活性化の実現を図ります。

目指すべき自立・分散型低炭素エネルギー社会の実証



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等

2. 対象事業：主要公共施設や大規模住居コミュニティなどにおいて、防災性の強化と大幅なCO₂削減を実現する給蓄電システム及び制御技術等の実証を行う事業

3. 補助割合：対象経費の3/4を上限に補助

離島の低炭素地域づくり推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、自然環境局自然環境計画課)

27年度予算額(案) 13.5億円

目的・意義

本土と系統連系がない(オフグリッド)離島は、CO₂排出量が大きく、高コストのディーゼル発電に依存しており、また系統が脆弱のため、再生可能エネルギー(再エネ)の大幅な導入拡大が極めて困難な状況にあります。

このため、離島において、再エネの大幅な導入拡大のための蓄電池の活用方法の実証を行うとともに、再エネ、省エネ等をパッケージで進め、地域の活性化や防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速します。

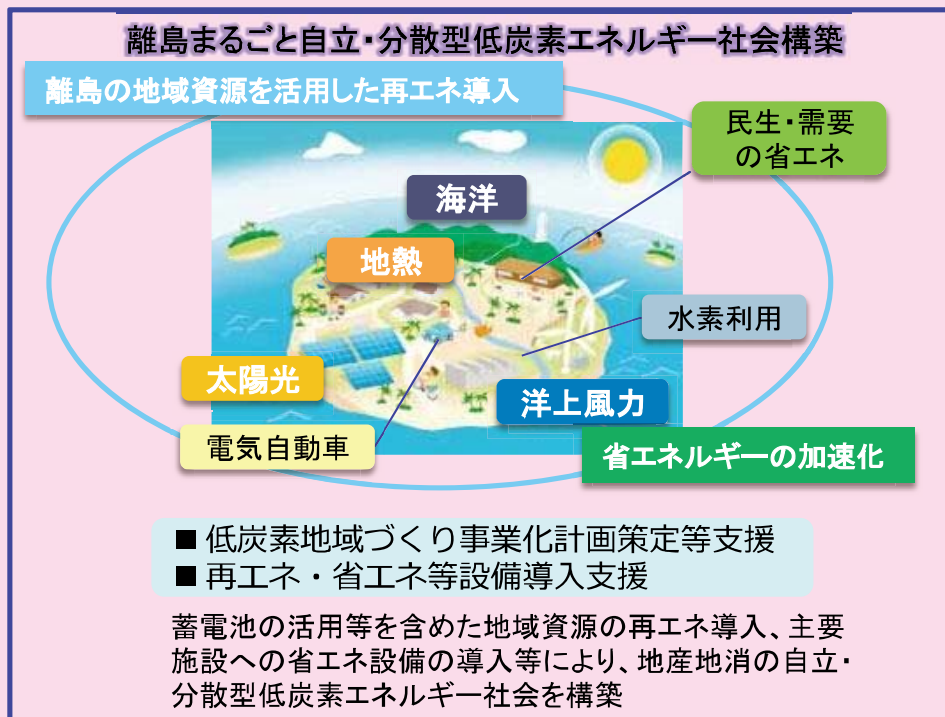
事業内容

(1) 離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定、実現可能性調査(FS調査)

再エネの導入や省エネの強化等離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)を補助します。

(2) 低炭素地域づくりのための設備の導入等

離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入や省エネの強化等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：(1) (2) 地方公共団体、民間団体等

2. 対象事業：(1) 離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定、実現可能性調査(FS調査)を行う事業
(2) 離島の特性を踏まえた先導的な再エネ・省エネ設備の導入を行う事業
(固定価格買取制度との併用不可)

3. 補助割合：(1) 定額(上限1,000万円)、(2) 対象経費の2/3を上限に補助

設備の高効率化改修支援モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 5.0億円

目的・意義

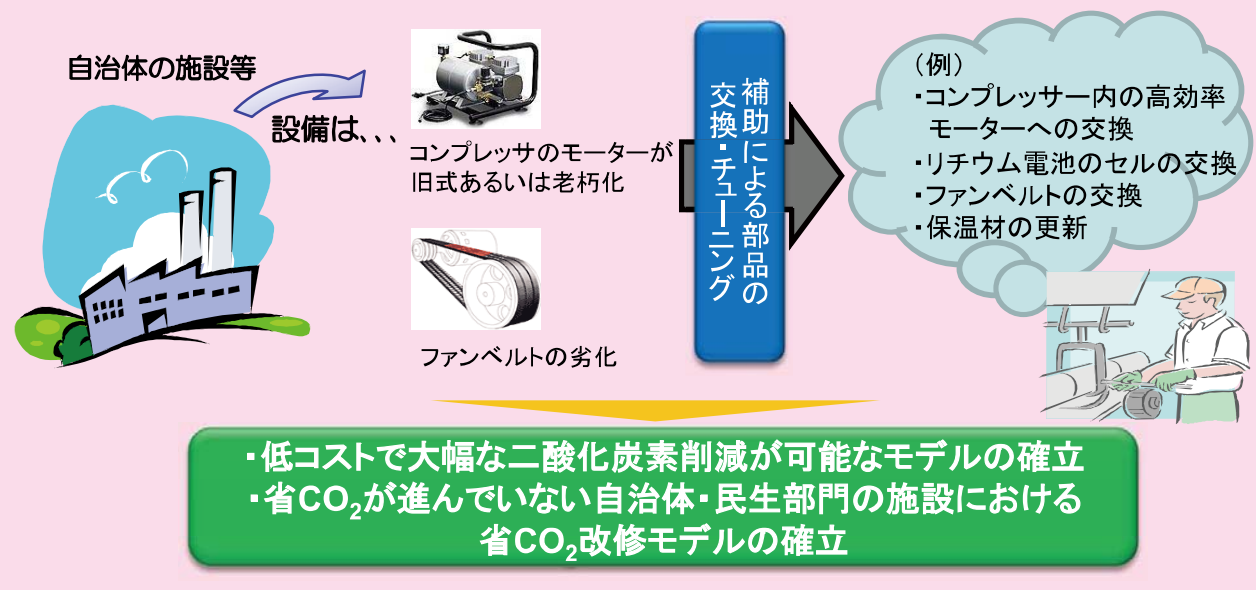
自治体の所有する各種施設や民生部門では、原油や電気料金等の高騰と景気回復により、稼働率の向上や効率の低い設備使用によるエネルギーコストの増大が経費をさらに圧迫し、かつ二酸化炭素排出量も増加するという悪循環に陥っています。

しかし、財政状況の厳しい中、中小規模の自治体等の資金力では機器全体の更新は困難なのが実情です。

本事業ではこの課題を解決するため、機器全体ではなく、二酸化炭素排出量削減に寄与する部品や部材のみの交換やチューニングにより、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減できる、自治体の各種施設等において低コストで二酸化炭素排出量削減が実現できるモデルを確立することを目指します。

事業内容

自治体・民生部門等で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・チューニングにより大幅なエネルギー効率の改善と二酸化炭素の削減に直結するものに対して、部品交換・チューニング等に必要な経費の一部を補助します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間事業者等
2. 対象事業：エネルギー効率の向上に寄与する部品・部材の交換等の改修を行う事業
3. 補助割合：民間事業者
┌ 資本金 1,000 万円未満：2/3 を上限に補助
└ 資本金 1,000 万円以上：1/2 を上限に補助
地方公共団体
┌ 政令市未満：2/3 を上限に補助
└ 都道府県、政令市及び特別区：1/2 を上限に補助
上記以外：1/2 を上限に補助

CCS によるカーボンマイナス社会推進事業(一部経済産業省連携事業)

(担当：地球環境局総務課低炭素社会推進室)

27 年度予算額 (案) 25.0 億円

目的・意義

2014 年に承認された IPCC 第 5 次評価報告書において、2 度目標達成に必要な主要技術として位置づけられている二酸化炭素回収・貯留 (CCS) について、環境に配慮しつつ導入を推進するとともに、我が国の技術を海外に展開し、世界全体の二酸化炭素排出削減に貢献します。

事業内容

(1) 二酸化炭素貯留適地調査事業 (経済産業省連携) (13 億円)

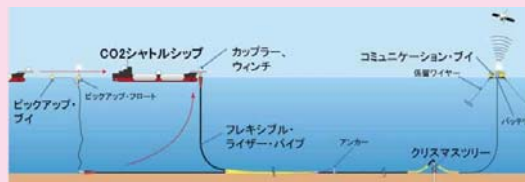
我が国周辺水域で、広域的な概査 (2 次元弾性波探査)、範囲を絞った詳細調査 (3 次元弾性波探査) 等を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の海底下貯留に適した地点の抽出を進めます。また、環境省の実証試験における貯留地点についても、候補の調査・抽出を行います。

(2) 環境配慮型 CCS 導入検討事業 (7 億円)

二酸化炭素を分離回収するアミン系吸収液の環境負荷の評価、シャトルシップを活用した輸送・圧入の技術・システムの検討、円滑な導入手法の検討等を進め、28 年度以降の回収・輸送・貯留一貫実証試験の詳細計画案を策定します。



石炭火力発電所に
設置された
二酸化炭素分離回収設備



シャトルシップ輸送・圧入システム
(船から海底下へ直接圧入)



二酸化炭素の貯留に
適した地層の調査

(3) 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業 (5 億円)

二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設し、廃棄物焼却排ガスからの最適な回収プロセスを検討する事業に補助します。

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
2. 対象事業：(3) 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業
3. 補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 二酸化炭素貯留適地調査事業
(2) 環境配慮型 CCS 導入検討事業

木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業（農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

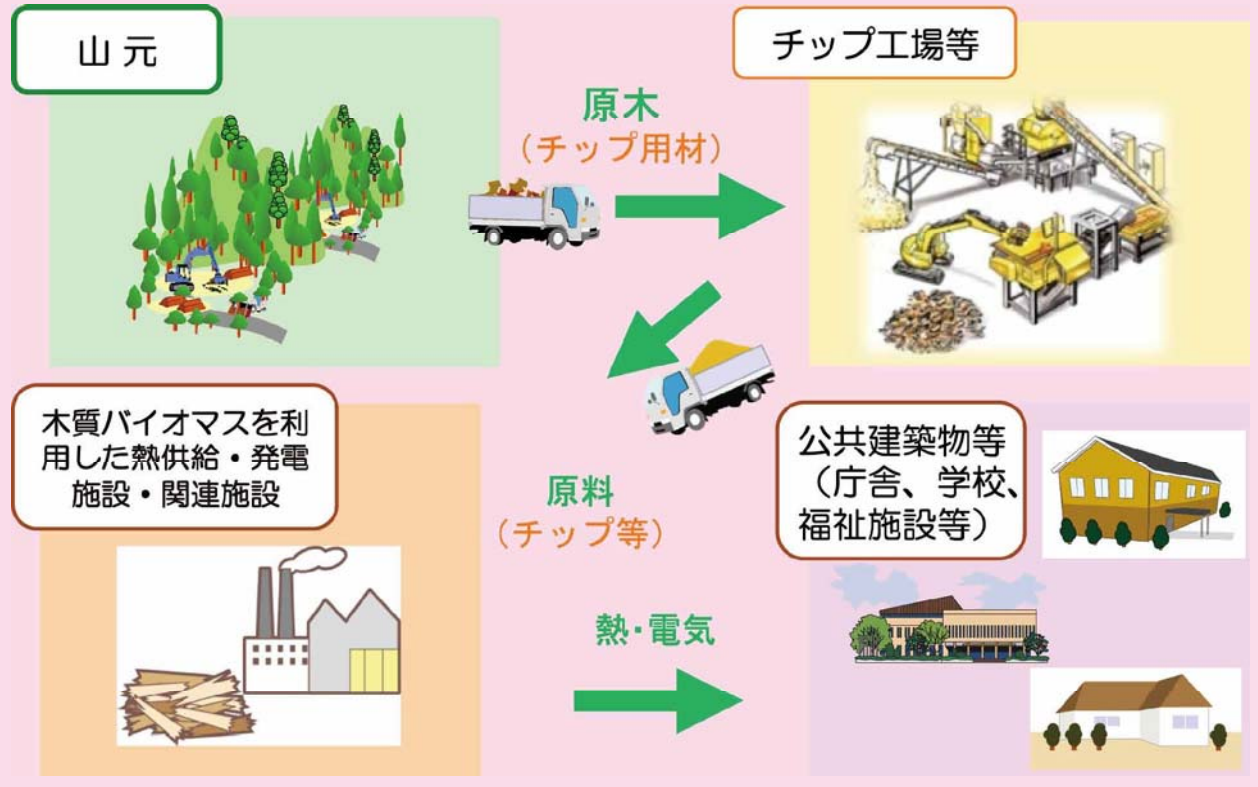
27年度予算額（案） 18.0億円

目的・意義

我が国では、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等を持続的かつ安定的にエネルギーとして利用することが課題となっています。これらの森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、木材利用の推進等を図るため、木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」づくりを推進します。

事業内容

原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、モデル地域づくりの実証事業を実施します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体、地方公共団体等（※平成27年度は前年度からの継続事業のみ実施します。）
2. 対象事業：地域における木質バイオマスを活用したモデル地域づくりの実証事業（支出委任）

風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業

(担当：総合環境政策局環境影響評価課)

27年度予算額(案) 1.6億円

目的・意義

低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められています。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電等の立地に当たっては、従来、事業者が単独で計画を立案して進めてきましたが、環境影響に関する懸念や先行利用者との調整等により事業計画の構想・立案が長期化したり、円滑に進まない事例が散見されます。

そこで、環境影響評価手法を活用して、地方公共団体の主導により、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図り、また、必要な環境情報を収集することにより風力発電の適地を抽出することで、事業者の事業計画の推進を図る適地抽出手法の構築を図ります。

事業内容

(1) 戦略的適地抽出の手法構築

風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドを取りまとめます(取りまとめは平成28年度を予定)。

(2) モデル地域における実践

風力発電所等の誘致に積極的な地方公共団体をモデル地域として公募します。モデル地域(陸上、洋上、地域特性等を考慮して3地域程度)においては、関係者・関係機関との調整、既存情報の収集(基礎情報整備モデル事業のデータを活用)、フィージビリティの検証等を行い、質が高く効率的な手法により風力発電等の適地を抽出します。また、得られた知見は、(1)の検討に反映します(平成27年度～28年度)。



委託内容

1. 委託対象者：地方公共団体、民間団体
2. 対象事業：(1) 地域主導による適地抽出の手法に関するガイド取りまとめのための調査等を行う事業
(2) [・モデル地域における既存情報の収集、追加的な環境調査等を行う事業
・モデル地域における適地抽出の実施を行う事業

再エネ等を活用した水素社会推進事業(一部経済産業省連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課)

27年度予算額(案) 26.5億円

目的・意義

水素は利用時にCO₂を排出せず、効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの電力貯蔵が可能であるなど、地球温暖化対策上重要なエネルギーですが、製造時や運搬時等においてCO₂が排出される場合があります。そのため、中長期的な地球温暖化対策のためには、再生可能エネルギー等の活用による水素利活用システム(サプライチェーン)全体の低炭素化及びその検証が必要です。

さらに、先般市場投入された燃料電池自動車の早期普及のため、再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入を加速化させる必要があります。

そのため、本事業では、水素のCO₂削減効果の評価手法の確立、地域における低炭素な水素サプライチェーンのモデルの確立、再生可能エネルギー由来の水素ステーションへの導入支援を行います。

事業内容

(1) 水素利活用CO₂排出削減効果評価・検証事業

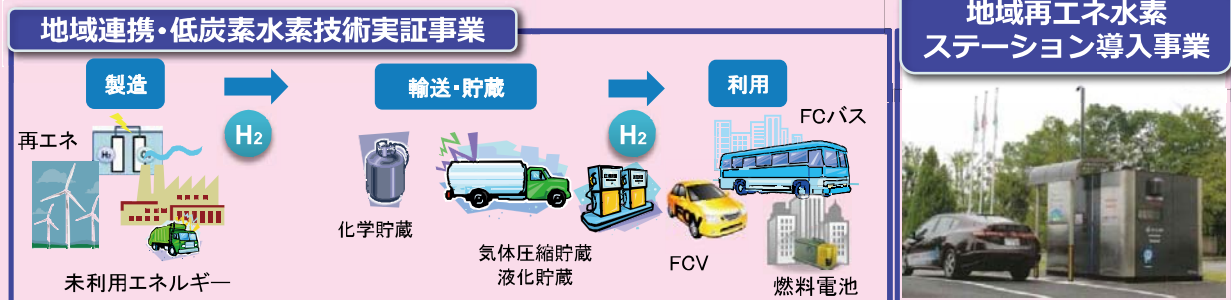
水素の製造から利用までの各段階の技術のCO₂削減効果を検証し、サプライチェーン全体での評価を行うためのガイドラインを策定します。

(2) 地域連携・低炭素水素技術実証事業

地方自治体と連携の上、地域の特性を活かした低炭素な水素サプライチェーンを構築し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証します。また、実証を通じ、低炭素な水素サプライチェーンのモデルの確立を目指します。

(3) 地域再エネ水素ステーション導入事業

低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、再生可能エネルギー由来の水素ステーション導入に対して補助を行います。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 水素の製造から利用までの各段階の技術のCO₂削減効果を検証し、サプライチェーン全体でのCO₂削減効果の評価手法を検討する事業
(2) 地域における低炭素な水素サプライチェーンを実証する事業

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：(3) 再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入する事業
3. 補助割合：対象経費の3/4を上限に補助

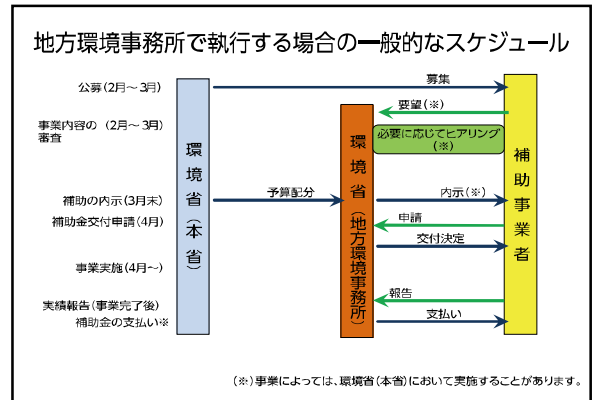
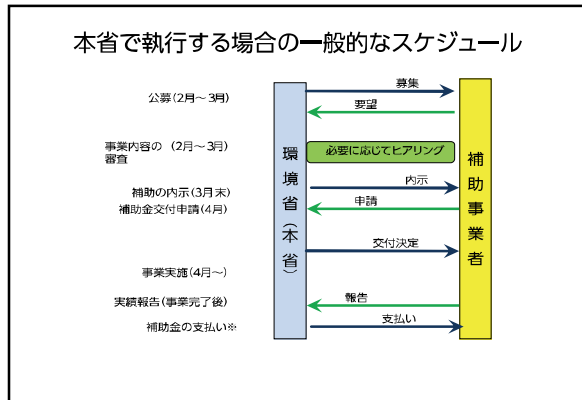
【1 補助事業の概要】

①補助事業の執行の方式

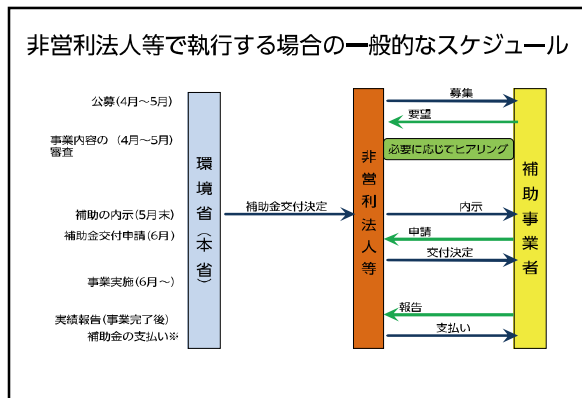
補助事業の執行の方式としては、本省又は地方環境事務所が執行するケース（直接補助事業）、本省が非営利法人等に補助金を交付し、同法人等が執行するケース（間接補助事業又は基金事業（同法人が執行にあたり基金を造成する事業））があります。

②補助金執行の一般的なスケジュール

（直接補助事業）



（間接補助事業）



※本省又は地方環境事務所で執行する事業の公募については、環境省のホームページにおける公募情報に掲載します。非営利法人等で執行する事業の公募については、環境省が採択した非営利法人等のホームページでお知らせします。

【2 委託事業の概要】

委託事業については、公募又は一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）等により事業者を決定します。詳しくは環境省又は連携省庁のホームページに掲載の公募や調達の情報をご確認ください。

【3 支出委任の概要】

支出委任を行う事業については、執行に係る事務手続きを連携省庁にて行います。

環境省担当窓口

○環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
(地球環境局：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17F)
TEL：03(3581)3351(代表)

【担当課室】 各事業ごとに以下の課室が事業を担当しています

地球環境局地球温暖化対策課
地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室
地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室
地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室
地球環境局総務課低炭素社会推進室
地球環境局国際連携課国際協力室
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(一般廃棄物担当)
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(産業廃棄物担当)
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
総合環境政策局環境計画課
総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室
総合環境政策局環境経済課
総合環境政策局環境影響評価課
総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室
水・大気環境局自動車環境対策課
水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室
自然環境局自然環境整備担当参事官室
自然環境局自然環境計画課
自然環境局国立公園課

【地方環境事務所】 地方における窓口は以下のとおりです

北海道地方環境事務所環境対策課(北海道) 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3F TEL：011(299)1952
東北地方環境事務所環境対策課(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL：022(722)2873
関東地方環境事務所環境対策課(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県) 〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL：048(600)0815
中部地方環境事務所環境対策課(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052(955)2134
近畿地方環境事務所環境対策課(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8F TEL：06(4792)0703
中国四国地方環境事務所環境対策課(鳥取県、岡山県) 〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階 TEL：086(223)1581
中国四国地方環境事務所広島事務所環境対策課(島根県、広島県、山口県) 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館1F TEL：082(511)0006
中国四国地方環境事務所高松事務所環境対策課(徳島県、香川県、愛媛県、高知県) 〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F TEL：087(811)7240
九州地方環境事務所環境対策課(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県) 〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階 TEL：096(322)2411